

## 18. 教職に関する履修案内

大学以外の学校の教員として身を立てようとする者は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない。

免許状には、普通免許状、特別免許状、臨時免許状があり、そのうちの普通免許状は、専修免許状、一種免許状、二種免許状に分けられる。

本学で取得できる免許状の種類及び免許教科は、中学校教諭の「数学」「理科」及び高等学校教諭の「数学」「理科」「情報」「工業」の専修免許状と一種免許状であるが、表14に掲げる通り、取得できる免許状が所属によって異なる。

表 14 本学で取得できる免許状

学院	免許状の種類			
	中学校教諭	高等学校教諭	中学校教諭	高等学校教諭
学院	一種免許状	一種免許状	専修免許状	専修免許状
理学院	数学, 理科	数学, 理科	数学, 理科	数学, 理科
工学院		情報, 工業		情報, 工業
物質理工学院	理科	理科, 工業	理科	理科, 工業
情報理工学院	数学	数学, 情報	数学	数学, 情報
生命理工学院	理科	理科	理科	理科
環境・社会理工学院		工業		工業

備考

所属学院において認定されていない免許教科を希望する場合は、その免許教科が認定されている学院において「教科及び教科の指導法に関する科目」を履修する必要がある。

免許状取得には、表 15 に示す所要資格を満たす必要がある。

一種免許状は、基礎資格を得ること及び必要単位等を修得すること

専修免許状は、①基礎資格を得た上で、②同一学校種・同一教科の一種免許状取得に必要な条件を学士課程授業科目の単位修得等によって満たし、さらに、③大学院の授業科目で、取得希望免許教科の備考 4 に該当する科目を 24 単位以上修得すること

表 15 免許状取得に必要な所要資格

所要資格		基礎資格	教科及び教科の指導法に関する科目	教職に関する必修科目	教科及び教科の指導法、または教職に関する選択科目	日本国憲法	体育	外国語コミュニケーション	情報機器の操作	介護等の体験
			⇒表 16	⇒表 17	—	⇒表 18				—
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること <sup>1)</sup>	一種に同じ	一種に同じ <sup>6)</sup>	一種 <sup>3)</sup> +24(大学院科目) <sup>4)</sup>	一種に同じ	一種に同じ	一種に同じ	一種に同じ	必要 <sup>5)</sup>
	一種免許状	学士の学位を有すること <sup>2)</sup>	28	27	4 <sup>3)</sup>	2	2	2	2	必要
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること <sup>1)</sup>	一種に同じ	一種に同じ <sup>6)</sup>	一種 <sup>3)</sup> +24(大学院科目) <sup>4)</sup>	一種に同じ	一種に同じ	一種に同じ	一種に同じ	—
	一種免許状	学士の学位を有すること <sup>2)</sup>	24	23 <sup>7)</sup>	12 <sup>3)</sup>	2	2	2	2	—

ア

イ

ウ

根拠となる法令

ア 教育職員免許法別表第一

イ 教育職員免許法別表第一備考第四号・教育職員免許法施行規則第六六条の六

ウ 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律、平成 9 年法律第 90 号

備考

1)「修士の学位を有すること」には、大学院の修士課程に一年以上在学し、30 単位以上修得した場合を含む。

2)「学士の学位を有すること」には、いわゆる飛び入学により大学院の修士課程に入学した場合を含む。

3)「教科及び教科の指導法、又は教職に関する選択科目」は、表 16、表 17 の所要単位を超えて修得した科目。

4) 専修免許状取得のための 24 単位の対象科目については、教務課大学院グループ、または、すずかけ台教務グループの窓口で確認すること。なお、免許申請時に発行される「学力に関する証明書」には、これらの科目は「大学が独自に設定する科目」という名称で記載される。

5) すでに中学校の免許状を取得している者は不要。

6) 教育職員免許法第 6 条第 3 項別表第四により取得する者を除く。

表 15 「教科及び教科の指導法に関する科目」の単位修得方法は、免許教科ごとに表 16 のとおりとする。  
また、それぞれに対応する授業科目および履修方法の詳細は、次頁以降を参照のこと。

表 16 「教科及び教科の指導法に関する科目」の単位修得方法

1. 数学

免許法施行規則に定める科目区分等		最低修得単位数	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	中学校	高等学校
教科に関する専門的事項	代数学	20 単位	20 単位
	幾何学		
	解析学		
	「確率論、統計学」 コンピュータ		
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		8 単位	4 単位

2. 理科

免許法施行規則に定める科目区分等		最低修得単位数	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	中学校	高等学校
教科に関する専門的事項	物理学	20 単位	20 単位
	化学		
	生物学		
	地学		
	物理学実験(コンピュータ活用を含む。)		
	化学実験(コンピュータ活用を含む。)		
	生物学実験(コンピュータ活用を含む。)		
地学実験(コンピュータ活用を含む。)			
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		8 単位	4 単位

3. 情報

免許法施行規則に定める科目区分等		最低修得単位数	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	高等学校	
教科に関する専門的事項	情報社会・情報倫理	20 単位	
	コンピュータ・情報処理(実習を含む。)		
	情報システム(実習を含む。)		
	情報通信ネットワーク(実習を含む。)		
	マルチメディア表現・技術(実習を含む。)		
情報と職業			
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		4 単位	

4. 工業

免許法施行規則に定める科目区分等		最低修得単位数	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	高等学校	
教科に関する専門的事項	工業の関係科目	20 単位	
	職業指導		
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		4 単位	

備考

- ・教科に関する専門的事項においては、各科目に含めることが必要な事項ごとに、一般的包括的内容を含む科目(「○:必修科目」)の修得を必要とする。
- ・本学では、「教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目」に該当する科目の設定はない。

表 15 「教職に関する必修科目」の単位修得方法は、表 17 のとおりである。

表 17 教職に関する必修科目

免許法施行規則に定める科目区分等		左を内容として含む 本学の授業科目	単位 数	中学校		高等学校		開講年次 クォーター(Q)	注意 事項
科目	各科目に含めることが必要な事項			必修	必要 単位	必修	必要 単位		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育基礎A	1-0-0	◎	10	◎	10	1,2年 3Q	
		教育基礎B	1-0-0	◎		◎		1,2年 3-4Q	
		教職概論A	1-0-0	◎		◎		1,2年 1Q	
		教職概論B	1-0-0	◎		◎		1,2年 2Q	
		教育制度	1-0-0	◎		◎		1,2年 4Q	
		教育行財政	1-0-0	◎		◎		1,2年 3-4Q	
		発達と学習 I	1-0-0	◎		◎		1,2年 1Q	
		発達と学習 II	1-0-0	◎		◎		1,2年 2Q	
道徳、総合的な学習の時間等に関する科目	道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	道徳の指導法	2-0-0	◎	10		8	2,3年 3-4Q	ア
		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	0-1-0	◎		◎		2,3年 2Q	
		教育工学	0-1-0	◎		◎		2,3年 1Q	
		情報機器およびデジタル教材の活用	0-1-0	◎		◎		2,3年 3-4Q	
		学習者特性に基づく指導方法の設計	0-1-0	◎		◎		2,3年 3-4Q	
		生徒・進路指導論	1-0-0	◎		◎		1,2年 1Q	
		教育相談論	1-0-0	◎		◎		1,2年 2Q	
		進路指導・キャリア教育論	0-2-0	◎		◎		1,2年 3-4Q	
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習基礎A	0-0-1	●	5	●	3	4年 1,2Q	イ
		教育実習基礎B	0-0-1					4年 3,4Q	イ
		教育実習第一A	0-0-1					4年 1,2Q	イ
		教育実習第一B	0-0-1					4年 3,4Q	イ
		教育実習第二A	0-0-2					4年 1,2Q	イ
		教育実習第二B	0-0-2					4年 3,4Q	イ
		教育実習第二C	0-0-2					4年 1,2Q	ウ
		教育実習第二D	0-0-2	●		●		4年 3,4Q	ウ
		教育実習第三A	0-0-3					4年 1,2Q	イ
		教育実習第三B	0-0-3					4年 3,4Q	イ
		教育実習第四A	0-0-4					4年 1,2Q	イ
		教育実習第四B	0-0-4					4年 3,4Q	イ
		教職実践演習	0-2-0	◎		2		◎	2
				合計	27	合計	23		

備考 1) 表中の記号は、以下のとおりである。

◎＝全免許教科で必修、●＝教育実習の時期・期間に基づき履修する科目

ア：中一種免においては必修科目，高一種免においては，表 2 第六欄「大学が独自に設定する科目」として扱う。

イ：A, B いずれか一方を履修すること。A, B 両方の履修は認められない。

「教育実習第一 A 又は B」は、「教育実習第三 A 又は B」を修得した者のみが履修できる。

ウ：C, D は中学校の免許状を取得しようとする者が履修する科目であり，「教育実習基礎 A 又は B」，「教育実習第二 A 又は B」，「教育実習第三 A 又は B」を修得した者のみが履修できる。

(イ・ウの科目の履修の際の組み合わせ例)

取得希望免許状	実習時期及び期間	履修科目		
中学校・ 高等学校	前期 4 週間	教育実習基礎 A	教育実習第四 A	
	前期 3 週間・後期 1 週間	教育実習基礎 A	教育実習第三 A	教育実習第一 B
	前期 2 週間・後期 2 週間	教育実習基礎 A	教育実習第二 A	教育実習第二 D
	後期 4 週間	教育実習基礎 B	教育実習第四 B	
高等学校	前期 2 週間	教育実習基礎 A	教育実習第二 A	
	後期 2 週間	教育実習基礎 B	教育実習第二 B	

備考 2) 工業の高等学校教諭一種免許状に関する振り替え規定

教育職員免許法施行規則第五条第 1 項表備考第六号において，「工業の普通免許状の授与を受ける場合は，当分の間，各教科の指導法に関する科目，教育の基礎的理解に関する科目等の全部又は一部の単位は，当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。」と規定されている。ただし，振替え規定を利用する場合でも，本学で一括申請する場合には，「教育工学」，「工業科教育法 I・II・III・IV」，「教育実習」を必修とする。

備考3) 卒業単位に含めることのできる科目

以下の科目は、教育職員免許法施行規則に定められた「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」であるとともに、専門科目として卒業単位に含めることができる。

- ・「学習者特性に基づく指導方法の設計」

免許状の取得には、表 15 アの所要資格の他に、特に必要なものとして、表 15 イに示した文部科学省令で定める科目（日本国憲法・体育・外国語コミュニケーション・情報機器の操作）の単位を修得していることが必要である。これに対応する本学の授業科目は表 18 のとおりである。

表 18 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

文部科学省令で定める科目	本学の授業科目	単位数	必要単位
日本国憲法	「法学（憲法）B」	2	2
体育	「ウェルネス実習」	1	2
	「健康科学演習」	1	
	「生涯ウェルネス実習」	1	
	「生涯スポーツ実習」	1	
外国語コミュニケーション	「英語第一 ～ 英語第八」	各 1	2
	「ドイツ語初級 1・2」		
	「フランス語初級 1・2」		
	「ロシア語初級 1・2」		
情報機器の操作	「コンピュータサイエンス第一」及び 「コンピュータサイエンス第二」	各 1	2
	「情報リテラシ第一」及び 「情報リテラシ第二」	各 1	

備考

「教科に関する専門的事項」の単位として算入した授業科目の単位は、第 66 条の 6 に定める科目の単位として重複して算入することができないため、次頁を参照すること。

		6 6 条の 6 の科目「情報機器の操作」	教科に関する科目
理学院	中一種免（数学）	「情報リテラシ第一，および同第二」	「コンピュータサイエンス第一」
	高一種免（数学）		「コンピュータサイエンス第二」
工学院	中一種免（理科）	「情報リテラシ第一，および同第二」 または 「コンピュータサイエンス第一，および同第二」	
	高一種免（理科）		
工学院	高一種免（情報）	「コンピュータサイエンス第一，および同第二」	「情報リテラシ第一」
	高一種免（工業）	「情報リテラシ第一，および同第二」 または 「コンピュータサイエンス第一，および同第二」	
物質理工学院	中一種免（理科）	「情報リテラシ第一，および同第二」 または 「コンピュータサイエンス第一，および同第二」	
	高一種免（理科）		
情報理工学院	高一種免（工業）	「情報リテラシ第一，および同第二」 または 「コンピュータサイエンス第一，および同第二」	
	中一種免（数学）	「情報リテラシ第一，および同第二」 または 「コンピュータサイエンス第一，および同第二」	
高一種免（数学）			
生命理工学院	高一種免（情報）	「コンピュータサイエンス第一，および同第二」	「情報リテラシ第一」 「情報リテラシ第二」
	中一種免（理科）	「情報リテラシ第一，および同第二」 または 「コンピュータサイエンス第一，および同第二」	
高一種免（理科）			
環境・社会理工学院	高一種免（工業）	「情報リテラシ第一，および同第二」 または 「コンピュータサイエンス第一，および同第二」	